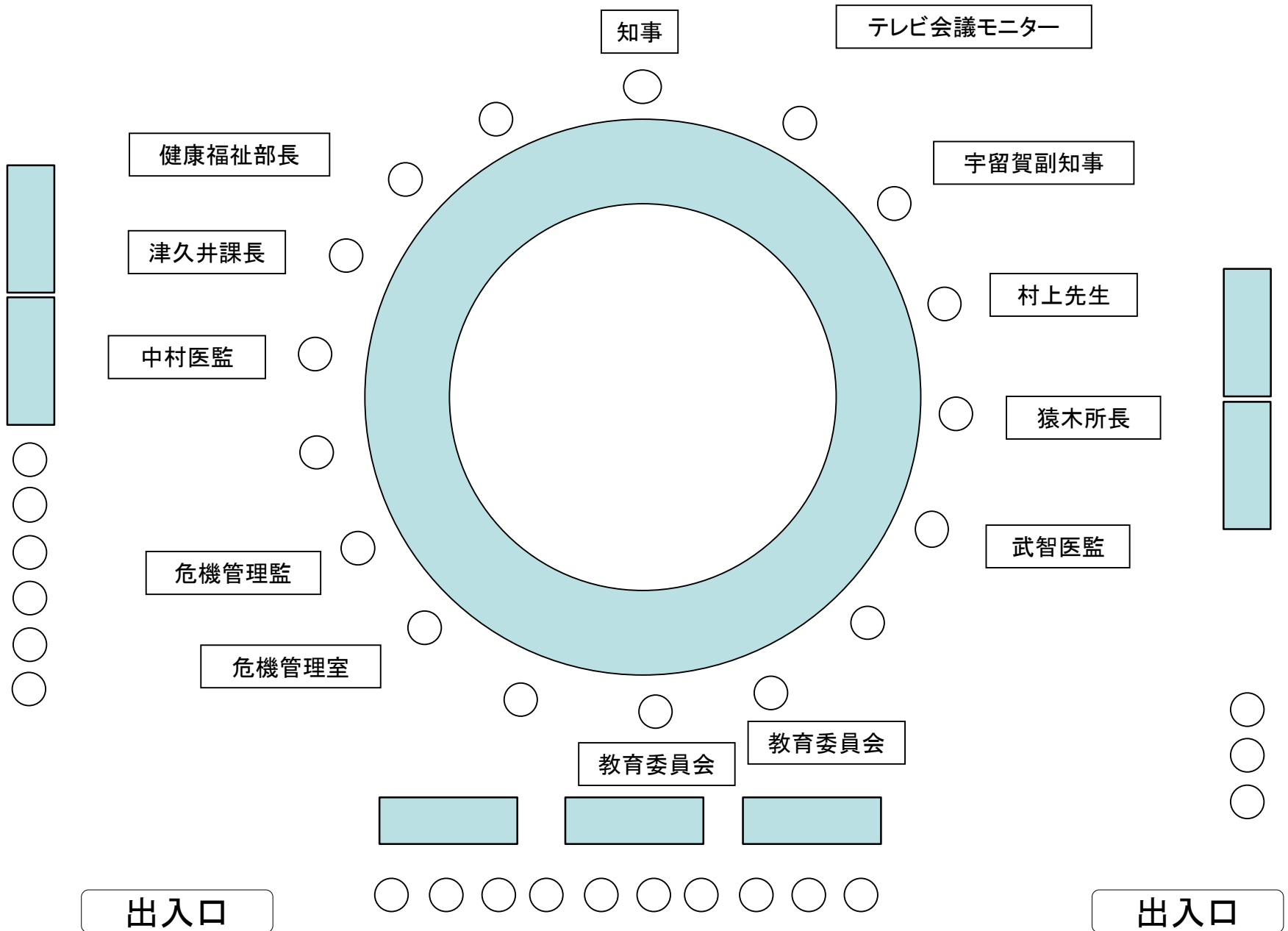


秘書課会議室座席表



新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン【Ver.1】(案)

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたイベント等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 県主催イベント等の対象範囲と当面の対応

- ・ 開催・開館等の範囲と当面の対応については、以下のとおりとし、主催者、施設管理者において、徹底的な防護策が取れたものから順次、実施する。

- ①全国規模の大規模なイベント・・・延期又は中止
- ②会議・・・徹底的な防護策が取れたものから順次実施
- ③講演会等・・・徹底的な防護策を取った上で開催を検討
- ④美術館、博物館・・・施設ごとに徹底的な防護策について検討
- ⑤その他の公の施設・・・施設ごとに徹底的な防護策について検討

3 感染リスクの評価

- ・ 以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行う。

- ①開催規模（参加人数、参集範囲）
- ②開催場所（換気の状態）
- ③開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ⑤参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- ⑥不特定多数か否か

4 最も感染リスクを高める環境でのイベント自粛

- ・ 感染リスクの評価結果をもとに、以下の3つの条件が同時に重なる場合には、当該イベントの実施は自粛する。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②人が密集している場
- ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われる場

5 イベント参加者にお願いすること

1) 自宅での健康チェック

- ・ 次の項目に該当する方へは、イベントへの参加自粛を要請する。
- ・ 特に、非接触式の体温計が入手困難であることを踏まえ、イベント参加者には、自宅で必ず検温を行うことについて、開催通知、チラシ、HP等のあらゆる手段を通じて徹底し、検温をしてない方の参加は認めない。

- ①発熱の症状がある方（体温37.5度以上）
- ②風邪の症状のある方
- ③過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ④感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方

2) 当該イベントでの感染者発生時の協力要請

- ・ 参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力
- ・ 濃厚接触者となった場合の接触してから14日間を目安に自宅待機

6 イベント主催者が配慮すること

1) 全般的な事項

- ①入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する。
- ②換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ③人を密集させない環境（2m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ④大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ⑤共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。

2) 手指消毒の徹底

- ・ 参加者のアルコール手指消毒が可能な体制を構築する。
- ・ アルコール手指消毒液が入手困難な場合には、液体石けんによる手洗いを行える環境を確保し、それが難しい場合には、30秒以上の流水による手洗いが行える環境を整備し、こうした環境を整備できない場合には、イベント等を実施しない。

3) スタッフの衛生知識の向上

- ・ イベント主催者は、2020年3月19日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」や同提言で示された「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」（5頁に記載）をはじめ最新知見等を参考とし、スタッフに対する新型コロナウイルスの感染対策の知識の向上に努める。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催できるよう十分な配慮を行うものとする。

5) その他

- ・ 実施や開催にあたっては、6頁以降の「マニュアル素案」を参考に、イベントの性質や施設の状況等を踏まえ、個別に十分な検討を行ってください。

7 運営者として行う感染症の対策の類型

| ① リスクアセスメントとリスクマネジメント | | |
|---|-----------------|--|
| 感染源 | | 自宅で体温を測定し発熱していたら自宅待機 入場者の登録、人数制限 入場時の手指消毒（持ち込み対策） |
| 感染経路対策 | 接触感染対策 | 入場時の手指消毒（持ち込み対策） 定期的な手指衛生 環境の清掃（手が触れる場所） |
| | 飛沫感染対策 | 距離を2m程度離す工夫 発声の機会を減らす（可能なかぎりマスクの着用） 咳エチケット 参加者が接近しづらい動線の設定 集まる場所（昼食場所）の時差利用 同一スペースにいるスタッフ・参加者の制限 小まめな手指消毒の実施 |
| | エアロゾル・空気感染 | 定期的な換気 頻繁に換気 |
| ② 特徴的なクラスターに対するリスクマネジメント | | |
| 感受性と感染源 | 密閉空間なら換気を良く | 換気設備の点検 換気量（一般的には一人あたり約30m ³ /h）確保 ※可能な限り2カ所以上の開口部を使用することで効率よい換気を実現 |
| | 多数が手の届く距離に集まらない | 入館する人員の管理、制限 入退場に時間差を設ける 動線の工夫 |
| | 近距離の会話・発声なし | 大きな発声をさせない環境→無観客 参加者同士の一定距離の確保 |
| その他 | | 食事及び軽食の個包装化（トングなどを使わない） 手指消毒等の手指衛生をするための資機材を身近に配備 飲食エリアに入る前の手指消毒確認又は手指消毒の徹底 |
| ③ クライシスマネジメント | | |
| 積極的疫学調査の備え（連絡先が確実な参加者名簿の作成） 濃厚接触者となり自宅待機要請がなされた場合への備え（事前説明、調整） 参加者の移動距離の最小化・記録化（例：新幹線や航空機の座席指定） | | |

8 多くの人が参加する場での感染対策のあり方例

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから14日間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

マニュアル素案

【会議編】

参加者には、会議の開催通知等に自宅や職場で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされていない方については、参加をお断りすることを徹底する。

1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック →②登録 →③ポリシー周知 →④手洗い →⑤入館

①体調チェック

- 健康状態申告書（様式1参照）の提出

※1 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入館を認める。

2 仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り非接触式体温計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコール消毒を行うこと。

②入館登録

- 接触を防ぐため徹底した入館管理を行う。

③行動ポリシー周知

- 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑤入館

- 以上④までを行った方は、入館を許可する。
なお、会議中もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入館時の留意事項

- 受付では、参加者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

2) イベント主催者による適切な環境管理

- 入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- 人を密集させない環境（2m程度の間隔）を確保するため、会場に入る

人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。

- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。

4) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

5) 会場管理

- ・ 席を一席空けるなど、参加者の距離を2m程度確保する。

6) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること。

7) 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

8) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意を得ることが困難な場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【講演会等編】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることがあることを徹底する。

1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②登録→ ③ポリシー周知→ ④手洗い→ ⑤入館

①体調チェック

- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出

※1 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入館を認める。

2 仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り非接触式体温計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコール消毒を行うこと。

②入館登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入館管理を行う。

③入館時の館内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑤入館

- ・ 以上④までを行った方は、入館を許可する。
なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入館時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

2) イベント主催者による適切な環境管理

- ・ 入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 人を密集させない環境（2m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。

- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

4) 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。

5) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

6) 会場管理

- ・ 席を一席空けるなど、参加者の距離を2m程度確保する。

7) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること。

8) 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

9) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意を得ることが困難な場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【美術館、博物館編】

来館者には、開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、入館をお断りすることがあることを徹底する。

1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②登録→ ③ポリシー周知→ ④手洗い→ ⑤入館

①体調チェック

- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出

※1 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入館を認める。

2 仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り非接触式体温計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコール消毒を行うこと。

②入館登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入館管理を行う。

③入館時の館内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底

⑤入館

- ・ 以上④までを行った方は、入館を許可する。

なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入館時の留意事項

- ・ 受付では、入館者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

2) イベント主催者による適切な環境管理

- ・ 入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入場時、退場時の入場口を分離、パーテーション等による人の流れの一方通行化まで、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

- ・ ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

3) 密集状態の防止対策

① 主な対策

- ・ 整理券を発行し、入場者数を制限する。
- ・ 「1時間に60人程度」を基準として、混雑状況等に応じて弾力的に運用する。

② 具体的な方法

- ・ 入館希望者に入場可能時間を印字した整理券を交付する。
- ・ 入館可能時間までの間に、1) ①から③または④までを行う。
- ・ 入場時、退場時の入場口を分離、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・ ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

③ その他の対策

- ・ 展示物の解説やワークショップ等は、当面の間実施しない。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5) 飲食関連

- ・ 所定の場所以外では食事を摂らせない。または、禁止とするなど必要な措置を行う。

6) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

7) 入場者数の管理

- ・ 人の密集を避けるため、入場者の間隔が2m以内とならないよう十分な配慮を行うとともに、入退場に時間差を設けるなど動線の工夫も検討する。

8) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること。

9) 換気

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 人を密集させない環境（2m程度の間隔を確保）を行い、会場に入る定員をいつもより少なく定めることとする。

10) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意を得ることが困難な場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【ガイドラインの取扱い】

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

様式 1

| 健康状態申告書（例） | | | |
|---|----------|-------|---------|
| ①氏名 | | ②性別 | |
| ③住所 | | | |
| ④体温 | . °C | ⑤風邪症状 | あり ・ なし |
| ⑥ 14 日以内の発熱・感冒症状での受診や服薬 | | | あり ・ なし |
| ⑦感染が拡大している地域や国への 14 日以内の訪問歴 | | | あり ・ なし |
| ⑧緊急連絡先 | 電話 () - | | |
| <p>※ 1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意を得ることが困難な場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、14 日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p> | | | |

県立学校の学校再開に向けたガイドラインの作成について

令和2年3月31日

<論点>

- 1 国内及び県内における、現在の新型コロナウイルス感染症状況からみて、県立学校を再開することは可能なのか。引き続き臨時休業を実施する必要があるのか。
- 2 学校を再開する場合には、どのような再開方法が考えられるか。
 - ・全県において再開することは可能か。
 - ・県内の感染状況等を考慮し、地域を指定するなどして、地域ごとに再開するということも考えられるか。
- 3 学校を再開した場合、
 - (1) 通学時などに生徒が集団で行動する場面が想定されるが、登校時間に差を設けるなど、集団化しないよう分散化を図る必要があるか。
 - (2) 校内における生徒の密集状況を回避するため、学年別の登校日を設けるなどの工夫をする必要があるか。

県立学校の学校再開に向けたガイドライン（案）

令和2年3月31日

県立学校の学校再開に当たっては、令和2年3月24日付け文部事務次官通知を踏まえ、基本的な感染症対策（感染源を絶つ、感染経路を絶つ、抵抗力を高める）を実施するとともに、集団感染のリスクへの対応（密閉、密集、密接の3つの条件の回避）を行った上で、段階的に学校の教育活動を再開することとし、再開から当分の間については、以下の対応を行う。以後の対応については、新型コロナウイルスの罹患状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

1 検温、風邪症状の確認の徹底

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱や風邪症状のある生徒は、登校しないように保護者、生徒に徹底して指導するとともに、欠席ではなく、出席停止として扱うことなどについて丁寧に説明する。（37.5℃未満であっても体調不良時は通学を控えさせる）
- 非接触型体温計が準備できた学校は、校門付近で生徒の体温を測り、37.5度以上の場合は、健康観察を行った上で帰宅させる。
- 非接触型体温計が準備できるまでの間は、家庭での検温の習慣を身に付けさせるため、4月○日より「健康観察の記録表」の記入を開始する。
- 非接触型体温計が準備できるまでの間は、校門付近で、「健康観察の記録表」を教職員に提出し、検温及び体調についての記載がない者については、校舎には入れず、体育館等の広い空間で検温及び健康観察等を行った上で校舎に入れる。
- 「健康観察の記録表」の記載内容や、体育館での検温及び健康観察において発熱や風邪症状がみられる際は、保護者に連絡し、自宅で休養するよう指導する。

2 学校生活における対応

(1) 手洗い、うがいの徹底

- 登校時、校舎に入る際には、各教室に入る前に、手指のアルコール消毒又は手洗いを確実に行う。
- 休み時間ごとに手洗いを行うよう指導する。また、不用意に手で顔を触れないよう指導するとともに、共用部分に触れた場合にも、手洗いを実施するよう指導する。
- うがいは、同時に行うことで感染のリスクも報告されているため、行う必要はない。特に、安全にうがいを行うことが難しい小学校低学年に対しては、うがいの実施は求めない。なお、うがいをする生徒向けに、使い捨ての紙コップを用意しておく。

(2) 換気の実施

- 換気のため、各教室の窓は対角線上の2か所以上を開放しておく。休み時間には、出入口のドアも開放して換気を徹底する。生徒には服装によって体温調節を行うよう指導する。

(3) マスクの着用

- 近距離での会話や発声等が必要な場面では、授業中も含め、飛沫を飛ばさないようにマスクを着用する。
- 必要な場面でマスクを装着できるように、朝のSHRで、マスクの所持について確認する。また、家庭にマスクがない場合などには、保護者にも協力を依頼して、マスクを作成するよう指導するとともに、朝のSHRでマスクがない生徒には、その場で、ハンカチ等を用いた簡易マスクを作成するよう指導する。
- 国が示しているマスクの作成方法や、他県の事例などについても周知する。

(4) 集団での登校の回避

- 学年・クラスごとに通学推奨時間を設定するなどして、生徒が一斉に学校に集まることを避ける。なお、通学時にも周囲との間隔を空ける（1メートル程度）よう指導する。
- 校門や生徒玄関が複数ある場合には、学年・クラスごとに使用する場所を指定することにより、生徒が分散して校内に入れるよう工夫する。

(5) その他

- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなどについては、適宜アルコールで消毒を行う。アルコールが用意できない場合には、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)の水溶液を用いて消毒する。
- 室内においては、生徒間の距離をできるだけ離す（1メートルを目安とする）とともに、大声を出すことは控えるよう指導する。
- 水筒等を持参させ、こまめな水分補給を行うよう指導し、授業中にも水分補給を行うことを認める。
- 校内に、咳エチケットのポスターを掲示し、生徒への指導を徹底する。
(参考：<https://www.bowlgraphics.net/covid19>)
- 授業で使用する教材の児童生徒間での共用はできるだけ避け、使用は消毒液等により消毒する。
- 学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年単位や学習指導グループ単位など10名以上の集団構成による教育活動はできるだけ避ける。

3 給食、食事における対応

- 食事の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員の手洗いを徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスクを着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか等、当番を行

うことができるか毎日点検する。

- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空けて（1メートルを目安とする）、飛沫を飛ばさないように会話を控える等の対応を行う。
- 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫を行う。
- 基本的に配膳は教職員が行うこととし、その際はマスクの着用、手指消毒を徹底するとともに、児童生徒等が家庭から持参している自助具等の消毒を確実に行う。
- 自ら摂食が困難な児童生徒等の摂食介助をする場合は、マスクを着用、食前・食後の手指消毒を徹底する。

4 学校行事、生徒会活動、部活動等における対応

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）が重ならないよう、実施内容や方向を工夫する。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。
- 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させる。
- 活動に際しては、生徒間の距離を空けて（1メートル程度）実施する。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間を設定し、2つ以上の部が同時に同一箇所で活動しないよう工夫する。
- 大声での会話や発声は避ける。
- 過度な運動は行わない。
- 部室等の利用に当たっては、短期間の利用としたり一斉に利用させたりしない。
- 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 現時点においては、県主催イベントの開催基準の考えを踏まえ、イベント等の開催を見送っている期間については、原則、延期又は中止する。
- 県高体連、県高野連が主催する大会・強化練習会等の開催については、県主催イベントの開催基準を踏まえた対応となるよう要請する。
- ホームルーム合宿、修学旅行、遠足、映画鑑賞教室など宿泊を伴う行事や校外での活動は、延期又は中止する。
- 放課後等デイサービスとの連携については、以下のとおりとする。
 - ア 放課後等デイサービスを利用して児童生徒等については、学校における検温の結果や体調についての的確に引き継ぎを行う。
 - イ 放課後等デイサービスから、学校施設の開放について協力の要請があった場合は、使用の手続きや感染防止対策等について確認し、可能な限り積極的

に対応する。

5 児童生徒及び教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑いも含む）又は感染者の濃厚接触者となった場合の対応

(1) 報告について

- 県立学校→県教育委員会報告窓口（健康体育課）
- 市町村立学校→市町村教育委員会→管轄の教育事務所
→県教育委員会報告窓口（健康体育課）
- ※ PCR検査を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう周知する。

(2) 出席停止等の扱いについて

- 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。
- ※ この場合、出席停止として扱うことができる。
- 児童生徒等が感染者の濃厚接触者となった場合：出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。
- 児童生徒の感染が判明した場合：出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」とする。

(3) 学校の臨時休業の判断について

- 児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、学校は学校の設置者、管轄の保健所・保健福祉事務所、学校医に報告する。
- 学校の設置者は、県の衛生部局と連携し、専門的立場からの指導・助言を受けながら、個々の状況に応じた対応（該当者の出席停止のみか、学校の全部又は一部の臨時休業を行うか、近隣校又は地域の臨時休業を行うか等）を行う。
- 生徒又は教職員に、1名の感染者が出た場合には学級閉鎖及び活動停止とし、2名以上の感染者が出た場合には学校閉鎖を行うという明確な基準の下で、学校を再開する。
- 生徒又は教職員の家族等に感染者が出た場合であって、その生徒又は教職員が濃厚接触者（※）となる場合には、その生徒又は教職員の登校を認めない。その場合には、その生徒又は教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とする。

※ 濃厚接触者の定義

- ア 患者と同居あるいは、長時間の接触。
- イ マスクなしに、患者を診察、看護、介護する。
- ウ 患者の痰や体液等に直接接触した可能性がある。
- エ 2メートルの範囲で、患者とマスクなしに一定時間以上会話をした者。

(4) 基礎疾患や日常的に医療的ケアがある児童生徒等について

- 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

6 スクールバスについて

- (1) スクールバスについては、学校再開にあたり運行を予定しているが、クラスター（集団）発生のリスクが心配されるため、当面の間、保護者による送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事情（送迎できる者がいない、車を所有していない等）がある場合に限り乗車を認め、密集を回避する。なお、希望者が多く、密集状態が回避できない場合は、曜日による利用等学校で調整することがある。
- (2) スクールバスを利用する児童生徒等は、毎朝検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するとともに、乗車時に乗務員に提示し、健康状態に問題がないことを保護者と確認する。
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者へ周知し、理解と徹底を図る。
- (4) スクールバス運行前、運行後には、換気や車内清掃、消毒を適切に行う。
- (5) 停留所等で停車中は、乗降口や運転席の窓等を開放し、十分な換気を行うとともに児童生徒等の安全に留意したうえで、走行中の換気についても工夫する。
- (6) スクールバス運行を委託している場合は、委託事業者との事前の打ち合わせを密に行い、安全な運行はもとより、感染防止対策について十分に確認する。

7 寄宿舎について

- (1) 寄宿舎については、学校再開にともない開舎する場合、クラスター（集団）発生のリスクが心配されるため、当面の間、遠距離のため通学が困難な舎生に限り宿泊を認め、密集を回避する。なお、宿泊を利用しない舎生については、放課後、保護者が迎えに来るまでの間、感染防止対策を講じたうえで、寄宿舎の利用を認める。
- (2) 宿泊を利用する舎生については、毎朝検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底し、担任に提出する。また、宿泊を利用しない舎生については、毎朝自宅で検温を徹底するとともに、帰舎後の検温、手洗い等の感染防止対策を徹底する。

- (3) 寄宿舍については、換気の徹底や消毒等、集団感染リスクに対応するなど、「国ガイドライン」の内容を踏まえ、万全の感染防止対策を講じる。
- (4) 舎生について新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、あるいは学校が臨時休業となった場合は、校長が寄宿舍の閉舎等について特別支援教育課と協議して決定する。

<現在検討中の事項>

- 時差通学において、1時間当たりの登校者数を100名程度とする。
(課題)
 - ・1時間当たりの登校者数を100名程度とするためには、登校時間帯を数時間にわたって設ける必要がある(1学年4学級の学校の場合、全校生徒が480人となり、4～5時間必要)。
 - ・通常の始業時刻にあわせて登校時間帯を設定するとすれば、授業の開始時刻が大きく遅れることになる。
 - ・登校時間帯を始業時刻より早く設定する場合には、教職員の勤務時間についても配慮する必要がある。(対応)
 - ・学年、クラス単位で通学推奨時間を設定し(8時00分～8時15分、8時15分～30分など)、周囲との間隔を空けて(1メートルを目安)登校するよう生徒への指導を徹底する。

- 休み時間が重ならないように、学年ごとやフロアごと勉強時間を設定する。
(課題)
 - ・授業を行う場合、中学校や高校においては教科担任制を採用しており、一人の教諭が複数学年にわたって授業を担当していることもあるため、学年によって授業時間を変えてしまうと、授業が重なってしまうことが懸念される。(対応)
 - ・休み時間においても大声での会話を控えるなど、休み時間における過ごし方についての指導を徹底する。

- 生徒数が多い学校においては、登校日を変える方法も検討する。
(課題)
 - ・月水金を奇数学年、火木土を偶数学年とするためには、土曜日を授業日として設定する必要がある、教職員の勤務についても検討しなければならない。(対応)
 - ・学年、クラスごとに登校日を設定するのであれば、例えば、月曜日は各学年の1、3、5組、火曜日は各学年の2、4、6組などというように設定することは考えられる。
 - ・その際、クラスによって授業の進度等が異ならないよう、時間割や指導計画等を検討する必要がある。

- 食事の際に、2メートル以上の間隔を空ける。
(課題)
 - ・2メートル以上の間隔を空けて食事をとれるような場所が、校内にはない。

(対応)

- ・登校日を学年やクラスごとに設定することができれば、使用していない教室などに、分散して食事をとることができる。
- ・教室以外にも、特別教室や会議室等を開放することで、食事場所を確保する。